

代償財産と譲渡所得

父の相続財産の遺産分割において、長男が全ての財産を相続する代わりに、従来から所有していた A 不動産を代償財産として弟に引き渡した。

譲渡所得の申告は不要と考えていいか？

【土地譲渡所得】



<https://ameblo.jp/matsui-jicpa/entry-12765449907.html>